

## 第1 国民健康保険制度の改正関係

国民健康保険制度については、次のような改正等が予定されているので、予算編成等に適切に対処されたいこと。

- 1 国民健康保険料(税)の後期高齢者支援金等賦課(課税)額に係る賦課(課税)限度額を現行の14万円から16万円とし、介護納付金賦課(課税)額の限度額を現行の12万円から14万円とすること(平成26年4月1日から実施)。
- 2 国民健康保険料(税)の軽減措置について、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、24.5万円を乗ずる被保険者数及び特定同一世帯所属者数に世帯主を含めることとし、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数及び特定同一世帯所属者数に乘ずる金額を現行の35万円から45万円とすること(平成26年4月1日から実施)。
- 3 高額療養費及び高齢介護合算療養費の自己負担限度額について、非自発的失業者の属する世帯は、当該世帯が市町村民税非課税である場合のほか、非自発的失業者の給与所得を30/100として計算した当該世帯の所得が、2による改正後の国民健康保険料(税)の2割軽減の軽減判定所得以下である場合に、低所得世帯の自己負担限度額を適用すること(平成26年4月1日から実施)。
- 4 70歳以上75歳未満被保険者の一部負担金の割合を2割から1割に軽減する措置について、平成26年4月以降新たに70歳に達する被保険者から段階的に2割負担とし、同年3月末までに70歳に達している被保険者については、75歳に達するまでは1割負担とする特例措置を継続すること。また、70歳以上75歳未満被保険者の一般所得者の高額療養費制度の自己負担限度額については、一部負担金の割合にかかわらず、引き続き現行の額(外来12,000円、入院44,400円)とすること
- 5 高額療養費制度について、70歳未満の所得区分を現行の3区分から5区分に細分化し、世帯の旧ただし書所得の合計額に応じて、自己負担限度額を見直すこと。また、これに伴い、高額介護合算療養費制度の所得区分を高額療養費制度と同様に細分化するとともに、自己負担限度額の見直しを行うこと(平成27年1月1日から実施)。